

生活保護基準部会の設置について

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5 年に 1 度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

生活保護基準の評価・検証に当たり多面的なアプローチを可能とするよう、速やかに部会を設置して、まずは評価・検証の方法等について議論を開始し、月 1 回程度での開催を予定している。

また、今秋を目途に平成 21 年全国消費実態調査の特別集計等のデータがまとまり次第、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等の検証を開始する。

(参考)

○社会保障審議会運営規則(平成 13 年 1 月 30 日社会保障審議会決定)(抄)
(審議会の部会の設置)

第 2 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第 4 条まで同じ。)を設置することができる。

○生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成 16 年 12 月 15 日)

第 2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に一度の頻度で検証を行う必要がある。